

チケット高額転売問題に対する若者の意識

—社会的領域理論からの検討—

Adolescents' attitudes toward ticket scalping: The social domain theory analysis.

高橋 彩*

Aya TAKAHASHI

Keywords: *social domain theory, ticket scalping, illegally resold tickets adolescents, moral, conventional, personal*

社会的領域理論, チケット高額転売, チケット不正転売, 青年 道徳, 慣習, 個人

はじめに

ぴあ総研は、2022年の国内ライブ・エンタテインメント市場規模は5,652億円であり、2023年の市場規模はさらに拡大し、新型コロナウイルス禍前の2019年を超える6,408億円と推計したことを発表した。2022年の国内のライブ総公演数は32,338公演、総動員数は48,315,553人で、こちらもコロナ禍前の2019年を上回っている（コンサートプロモーターズ協会、2022）。

ライブ市場規模が拡大するにつれて、インターネット上でコンサートやライブチケットが高額で転売される事例が増加し、2016年8月23日には116組の人気アーティストと24の主要音楽イベントが連名で「私たちは音楽の未来を奪うチケットの高額転売に反対します」との意見広告を新聞に出した。チケットの高額転売取引の防止に取り組むというこの声明には、9月11日にさらに56組のアーティストと2つの音楽団体が賛同を表明した。その後、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることなどもあり、チケット転売の法規制を求める動きが加速し、2019年6月14日から「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（略称チケット不正転売禁止法、以下チケット不正転売禁止法とする）が施行されるに至った。高橋（2020）では、チケット転売問題に関して様々な正当化がなされていることをふまえ、「チケット転売に対する態度尺度」を作成

した。本稿では、チケット不正転売禁止法が成立する以前に、チケット転売問題をめぐりどのような議論があったのかを概観し、チケット転売に対する態度尺度の構成とその結果について紹介する。そして、チケット不正転売禁止法の成立後、この問題をめぐる社会の変化、意識の変化について考える。チケット不正転売禁止法が成立したことによって、チケット転売に対する態度や正当化は大きく変化すると考えられるため、短期大学生20名の面接記録の中の自由記述内容から探索的に検討し、チケットの転売問題に関する今後の課題を展望する。

1. チケット高額転売問題のとらえ方

（1）「チケット高額転売反対」意見広告の主張

日本音楽制作者連盟、日本音楽事業者協会、コンサートプロモーターズ協会、コンピュータ・チケットティング協議会の4団体による2016年の意見広告の主張は以下のとおりである。

コンサートのチケットを買い占めて不当に価格を釣り上げて転売する個人や業者が横行している現状に、私たちは強い危機感を持っています。これらの組織的・システム的に買い占めるごく少数の人たちのために、チケットが本当に欲しい数多くのファンの手に入らないことに強い憤りを感じています。転売サイトで、入場できないチケットや偽造チケットが売られるなどして、犯罪の温床となっていることにも憂慮しています。また、私たち

*三重短期大学生生活科学科生活科学専攻 生活福祉・心理コース
准教授

博士（総合政策）

Assoc. prof., Dept. of Life and Environmental Science at Tsu City College

Doctor of Policy Studies.

アーティストが気づき知らないところで自らのライブのチケットが高値で転売されることで、ファンは高い金額を払って大きな経済的負担を受け、何回もコンサートを楽しめたり、グッズを購入できたであろう機会を奪われています。このように、すべての弊害が音楽を愛するファンに及んでいる状況を放置しておくべきではないと私たちは考えています。(中略) ファンから音楽を楽しむ豊かさを奪う、この「チケット転売問題」について、皆様にもぜひ一度お考えいただきたいと思います。
www.tenbai-no.jp #転売NO

チケットの高額転売が拡大した原因は、ボット(bot: 作業を自動化するコンピュータープログラム)による組織的な買い占めが可能になったことであり、その問題点は主に2つある。1つは本当にチケットを必要としている一般のファンが購入できないという公平性の問題である。チケットの販売方法が、抽選により当選した人のみ購入することが出来る場合や、1人で申し込める回数の上限が決まっている場合には、「公平である」と感じる購入者は多いと思われる。しかし組織的に大量のアカウントを使った申し込みや、先着販売時のボットを利用した短時間の頻回のログインによる申し込みのある抽選は公平とは言えず、一般の購入者は太刀打ちができない。ここには購入ルールを守らない方が得をするという不公平さと、公演を本当に観たいファンではなく、利益だけが目的の転売者がチケットを得ることができるという不公平さがあると言える。

2つ目の問題点は、どうしてもその公演を観たい人は、高額で転売されたチケットを購入せざるを得ないが、定価以上に支払ったチケット代は転売者の利益になるだけで、アーティストや主催者、興行主、正規の販売業者等には渡らないという点である。日本音楽事業者協会の中井秀範氏は「本来、定価で手に入るはずのチケットが、一部の悪質な転売業者によって高額なものになり、しかもそれは新しいコンテンツの創作のためには全く活かされないのです。」と述べている。本来ならばそのアーティストのために、ファンが支払うことの出来たお金であるという意味で権利の侵害と言える。また、びあ総研(2019)の調査によると、首都圏のライブ参加者の37.3%がグッズを購入し、グッズ購入者の年間購入費は平均22,386円であるという。近年、ライブグッズの売り上げがアーティストの収入源として大きくなってきており、声明にあるように、転売チケットへの出費は、グッズ購入費を減少させる可能性がある。

(2) 意見広告への反論

「チケット高額転売反対」の意見広告を受けて、チケットの個人間売買サービス「チケットストリート」を運営する西山圭氏は、「正当・公正な方法でチケットを手に入れた一般個人が自由にチケットを売る権利は資本主義経済の根幹として守るべき権利だとし、アーティスト・主催者側が『俺の言うとおりにチケットを買え』というのは単なる独裁主義・管理経済でしかない」と反論している(藤井・山川, 2016)。「契約自由の原則」から判断すれば、7,000円で買ったものを100,000円で売っても自由である。チケット不正転売禁止法が成立した後も、ゲーム機や限定商品をめぐる高額転売については、契約自由の原則から規制の対象外である。「需要と供給で価格が決まるのだから、人気のあるチケットに高値が付くのは自然である」という正当化である。さらに、日本経済研究センターの大竹文雄氏は、経済学的視点から意見広告に反論し、「もともと抽選制だけの場合なら、アーティストにはそもそも高い利益は発生していなかったのだから、比較してもしかたがない。むしろ、アーティストに利益を還元するなら、最初から高い価格でチケットを販売すればよかったです」「抽選に外れた熱烈なファンは、高い価格でもチケットが欲しいと思っているし、抽選に当たった熱烈ではないファンならより高い価格なら売りたいと考えているかもしれない。転売業者は、両者の願いを叶えることに成功している。」と述べている(大竹, 2016)。また、今井(2014)は、都合により行けなくなった場合に、気軽に転売できるからこそ、かえってチケットが売れていること、人気のないチケットは売れ残りを避けるために定価以下になることがあり、消費者が安く入手する機会となっていることを理由に、転売業者を擁護している。曾田(2018)は、転売そのものを禁じると、善良な購入者が事情によって行けなくなったチケットを売りたい場合、ルールに違反した取引になることや、来場者の本人確認を強化すると、「不当な転売をする不心得者」としていわば犯罪者扱いしてしまうことなど、弊害があるとしている。

(3) チケット不正転売禁止法成立へ

チケットを高額で転売する行為や、他者から余ったチケットを買い取る行為は、以前は公演会場周辺でダフ屋によって行われていた。公共の場所におけるダフ屋行為は、迷惑防止条例で規制されてきたが、インターネット上が「公共の場所」に該当すると言えないとして、直接的に規制できなかった。よって、転売サイトに人気アイドルのチケットを出品した女は、古物営業法違反で逮捕されている。2014年10月～2016年4月までに、約1000万円を売り上げて

いたことから「営業」とみなされ、都道府県公安委員会に古物商としての営業許可を得ていないのに金券などの取引を行ったとされた（弁護士ドットコム, 2016）。2017年にはインターネットのチケット販売サイトを通じて、人気ロックバンドの電子チケット2枚（販売価格計1万3,000円）を、スマホ自体を貸し出す手口で、計7万4,000円で販売した男に対し、詐欺罪の判決が下されている（判決ダイジェスト神戸地裁2017年9月22日）。

意見広告を出した4団体は、都合がつかず行けなくなったチケットを売りたいという購入者の要望に対しては、音楽業界団体公認のリセールサービスである「チケトレ」を設置するなどの対応をする一方で、ライブ・エンタテインメント議連総会へ出席し法規制を求めるなどした。2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいてもチケットの高額転売対策が必要となる時期でもあり、2018年12月チケット不正転売禁止法が公布され、2019年6月に施行されるに至った。特徴としては、「特定興行入場券」の条件を定め、「特定興行入場券の不正転売」と「興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。」と定めた点である。よって興行主が「特定興業入場券」として販売すれば転売されているものはすべて不正転売とみなすことができるようになった。なお、海外の法規制については、山口(2018)が参考になるが、日本の法にはない、ボットの禁止や、転売上限額の設定、転売の違法行為の通報義務が含まれるものもある。

2. チケット転売に対する態度尺度の作成

(1) チケット転売に対する態度尺度の作成方法と尺度項目について

チケット高額転売については、公平性や権利侵害、マナー、売買の自由などさまざまな判断のあり方、正当化があることを述べてきた。そこで法律が成立する前の2017年に、この問題に対する若者の意識を明らかにするために行った調査（高橋, 2020）を紹介する。

愛知県の大学生117名に対し、アーティスト側の権利は実際に侵害されていると思うか、主催者側がチケットを販売する際に「転売禁止」の規則を作っても良いと思うかをたずね、その判断理由や正当化を自由記述で収集し79項目の尺度を作成した。その後、愛知県内の2つの大学で質問紙調査を行い、男性194名（平均年齢18.8歳, SD=1.14）、女性93名

（平均年齢18.4歳, SD=0.67）から回答を得た。専攻は、法学部116名（うち男性95名）、経営学部72名（男性54名）、文系学部99名（男性45名）であった。各項目は「1. 全くそう思わない」から「6. 非常にそう思う」の6件法で回答を求めており、その因子分析の結果から最終的に5因子49項目からなる「チケット転売に対する態度尺度」を作成した（Table1）。第I因子は、チケットを買った人は転売する権利があり、アーティストが規則を決めることではないという内容の20項目が集まったことから、「転売する自由」と命名した（ $\alpha = .94$ ）。第II因子は、用事で行けなくなった場合のチケット転売はよいこと、組織的買い占めや営利目的でないなら許されるという意味の9項目からなり「高額転売目的以外は容認」と命名した（ $\alpha = .88$ ）。第III因子は、アーティストの権利を守るためチケット転売を禁止してもよい、チケット売買の規則を作る権利はアーティスト側にあるという内容の8項目が集まったことから、「アーティストの権利の保護」と命名した（ $\alpha = .84$ ）。第IV因子は、転売チケットでも買いたい、他の人も売買しているから自分もしたいという8項目が集まったことから、「チケット売買の個人的願望」と命名した（ $\alpha = .86$ ）。第V因子は、チケットを売らないアーティストが悪いという内容の4項目からなり、「アーティストの売り方の問題」と命名した（ $\alpha = .80$ ）。

(2) 主な結果

Table2に調査対象者の特徴を示した。2017年当時に、チケット高額転売反対の意見広告について知っていた人は、286名中112名(39.2%)で、知らない人の方が多かった。定価以上で転売されているチケットを購入する可能性があるという回答した人は287名中126名(43.9%)で、購入する可能性がないと答えた人の方が多かった。意見広告の知識の有無と転売チケットの購入可能性の有無とは関連はなかった（ $\chi^2(1)=0.52, n.s.$ ）。

なお、共同声明についての知識の有無（ $\chi^2(1)=1.40, n.s.$ ）および定価以上の転売チケットの購入可能性（ $\chi^2(1)=0.02, n.s.$ ）において、性差はなかった。

また、ファンクラブ入会経験（ $\chi^2(1)=27.66, p<.01$ ）と2016年のCD購入（ $\chi^2(1)=14.69, p<.001$ ）は女性の方が多く、ライブ参加経験（ $\chi^2(1)=20.32, p<.01$ ）や回数も女性が多かった（ $t(105)=14.69, p<.001$ ）。ただし、参加者全体の40%以上の方はライブ参加経験がないと回答した。

Table1 チケット転売に対する態度尺度の因子分析結果(最尤法, promax回転) (N=278)

質問項目	因子					
	I	II	III	IV	V	
I 転売する自由 ($\alpha = .94$)						
26チケットを買った人が、そのチケットをどうしようがかわらないと思う	.91	.03	.08	-.16	.01	
24転売は買いたい人と売りたい人の両方に利益があるから別によいと思う	.82	.00	.01	.00	.01	
27チケットを買った人には、チケットを売る権利もあると思う	.78	.11	.16	-.06	-.01	
9定価より高くても買いたい人がいるならば、その人に転売することは悪くない	.75	.03	.03	.04	-.08	
23規則を決めるほどのことではないと思う	.73	-.13	-.23	-.09	.01	
56チケット転売はよくあることなので、それほど悪いことではないと思う	.68	-.01	-.10	.11	.09	
73転売する人がいたとしても、チケットの抽選に外れた人が文句を言う権利はないと思う	.68	-.21	.09	.01	.06	
76なかなか入手できないチケットを譲ってもらうのだから、定価より高い値段を相手に払うのは当然だ	.63	-.15	.09	.32	.05	
75自分はチケットを取る時に、さまざまな手間や時間がかかっているのだから、定価より高い値段で売っても良いと思う	.59	-.17	.01	.31	.06	
22転売があっても、アーティストが損しているわけではないと思う	.59	.11	-.05	-.05	-.03	
53犯罪ではない限り、チケットの転売は何の問題もない	.55	.10	-.15	-.01	.10	
71チケット転売問題は、ごく一部の人の問題であると思う	.51	-.01	.16	-.05	.04	
47アーティストに払うべきお金が、転売者に払われているのは許せない*	-.51	.08	.36	.02	.06	
12定価以上の転売によって、利益を出す人は許せない*	-.50	.09	.25	-.04	.13	
45チケットの買い方でアーティストが決めるべきではない	.50	.05	-.20	-.04	.10	
50転売チケットだとしても、結果的にライブに行く人はグッズを買ったりするので、アーティストの利益はあると思う	.47	.28	-.04	-.03	-.05	
37良い席が高い値段で転売されるのは当然だと思う	.47	.15	.16	.24	-.03	
44チケットを誰からいくらで買うかは、買う人の自由である	.45	.38	.13	-.13	-.02	
25転売されたチケットを無効にして、入場を拒否するのは、やりすぎだと思う	.45	.30	.02	.08	-.06	
69ネットオークションは認められているのに、なぜチケットだけは定価以上で売ってはいけないのか疑問に感じる	.42	.15	-.07	.09	.16	
II 高額転売目的以外は容認 ($\alpha = .88$)						
51用事で行けなくなった人の席が空席になってしまうなら、転売を許可した方が行きたい人の手に入るのによいと思う	-.07	.89	.05	.01	.03	
58自分が用事で行けなくなった場合は、そのチケットを売る方がチケットを欲しい人のためになると思う	.01	.86	.10	-.05	.09	
34チケットを買った後に用事で行けなくなった場合は、転売したい	-.19	.77	-.08	.17	.06	
74自分が行けなくなったチケットを、チケットを取れなかった人に売ってあげたいと思う	-.27	.74	.03	.24	.02	
42転売目的で買っているわけではないならば、法律違反ではなく、転売は許されると思う	.13	.63	-.04	-.02	-.03	
35チケットを組織的に買い占めている人は規制してもよいが、個人対個人で売買しているのは問題ないと思う	.10	.61	.09	-.05	.00	
33チケットが余分に当選した時に、転売できないと困るので禁止しないで欲しい	.06	.60	-.11	.06	.09	
3定価以下の転売は認めてもよいと思う	-.01	.49	.03	-.05	.04	
64転売されているチケットを買っている人は、悪質だと思う*	-.12	-.48	.16	.20	.25	
III アーティストの権利の保護 ($\alpha = .84$)						
13ライブはアーティストのものだから、転売禁止の規則をつくってもよい	.10	.09	.82	-.03	-.08	
5アーティスト側に、チケット売上のルールをつくる権利があると思う	.12	.02	.76	.10	-.03	
11アーティストや主催者側が、規則を作ることは許される	.21	.10	.71	-.02	-.20	
18アーティストの利益を守らないといけないので、転売を禁止してもよい	-.15	-.15	.61	.07	.06	
28規則があった方が、チケットを購入する人が不快にならないのでよい	-.08	-.14	.60	-.09	-.03	
1アーティストは規則を守る人にチケットを販売すればよいので、転売を禁止してもよい	-.07	-.08	.53	-.03	.01	
39営利目的でチケットを買ったかどうか分からない以上、全面的に転売禁止にすべきだ	.03	-.29	.49	-.01	.07	
65チケットを転売している人は、悪質だと思う	-.21	-.16	.42	.00	.03	
IV チケット売上の個人的願望 ($\alpha = .86$)						
62転売チケットで良い席を手に入れている人を見ると、自分もお金さえあれば買いたいなと思う	-.04	.05	-.04	.83	.05	
60他の人が転売チケットを買っているのを見ると、自分も買いたいと思う	.00	-.09	-.04	.81	.03	
36どうしても行きたいライブだったら、定価より高くても買いたいと思う	-.08	.20	.10	.69	-.04	
49ライブに行けなかったことを後悔するくらいなら、転売チケットだとしても買いたい	.11	.23	.15	.67	-.01	
48定価で買った人より損した気がするから、転売チケットは買いたくない*	.06	.08	.27	-.60	.13	
40高額転売する人に払うくらいなら、ライブはあきらめてDVDを買いたい*	.01	.02	.21	-.56	.23	
68知り合いの中にも、チケットが余った時に、定価以上で売った人がいるだろう	.00	-.05	.22	.47	.11	
61他の人が不要なチケットを定価以上で売っているのを見ると、自分も定価以上で売りたいと思う	.35	-.02	-.07	.43	.07	
V アーティストの売り方の問題 ($\alpha = .80$)						
59チケットを買いたい人が多いのに、あまりチケットを売らないアーティスト側にも悪い点があると思う	.13	.07	-.07	-.07	.83	
41アーティスト側にも、ファンの人にチケットが当たらない状況を作った責任があると思う	-.06	-.04	-.05	.09	.80	
32チケットの需要と供給があっていない現状は、アーティスト側に責任があると思う	.00	.14	-.15	-.13	.71	
66良い席が高額転売されるのが嫌ならば、アーティスト側がはじめから良い席を高い値段で売れば良いと思う	.19	-.02	.05	.02	.41	
* 逆転項目						
	因子間相関	I	.57	-.62	.60	.37
		II		-.40	.45	.15
		III			-.36	-.24
		IV				.21

意見広告の知識	知っていた	知らなかつ
男性 (n=194)	71	122
女性 (n= 93)	41	52
計	112	174
2016年にCD購入	あり	なし
男性 (n=193)	69	124
女性 (n= 90)	54	36
計	123	160
ライブ参加経験	あり	なし
男性 (n=187)	77	110
女性 (n= 87)	62	25
計	139	135
転売チケット購入可能性	あり	なし
男性 (n=194)	85	109
女性 (n= 93)	41	52
計	126	161
ファンクラブ入会	あり	なし
男性 (n=194)	30	164
女性 (n= 93)	41	52
計	71	216
ライブ参加回数	平均	(SD)
男性 (n=193)	1.47	(2.72)
女性 (n= 93)	4.33	(7.17)

意見広告の知識の有無および転売チケット購入可能性の有無によって、チケット転売に対する態度が異なるかどうかを検討した結果が、Table3である。「I. 転売する自由」($t(275)=5.47, p<.01$)と「IV. チケット売買の個人的願望」($t(283)=3.13, p<.01$)は、意見広告について知らなかった群の方が以前から知っていた群よりも得点が高かった。また、「転売問題の関心度」($t(284)=5.416, p<.01$)と「アーティストの利益侵害の認識」($t(284)=3.42, p<.01$)の得点は、いずれも意見広告を知っていた群の方が高かった。

転売チケットを購入する可能性があるかと答えた群は、「I. 転売する自由」($t(276)=3.74, p<.01$)と「II. 高額転売目的以外は容認」($t(281)=5.53, p<.01$)と「IV. チケット売買の個人的願望」($t(284)=11.27, p<.01$)の得点が、購入可能性のない群よりも高かった(高橋, 2020)。逆に、「III. アーティストの権利の保護」($t(283)=2.11, p<.05$)は、購入可能性のない群の方がある群よりも高い得点であった(高橋, 2020)。

チケット転売に対する態度と「アーティストの利益侵害の認識」との相関係数を Table4 に示す。意見広告が訴えるように、チケット転売によってアーティストの利益が実際に侵害されていると思うことは、「チケット転売は自由である」、「高額でなければよい」、「行きたいから転売チケットでも買いたい」

と思わないことと関連することが示唆された。逆にアーティストの利益侵害の認識は、アーティスト側が転売禁止ルールを作っても良いという考えと関連することが示唆された。

Table3
意見広告の知識および転売チケット購入可能性
による各変数の得点差

	意見広告の知識		<i>t</i>
	知らなかつ	知っていた	
I. 転売する自由	3.44 (.88)	2.84 (.91)	5.47**
II. 高額転売目的以外は容認	4.11 (0.92)	3.97 (1.04)	1.14
III. アーティストの権利の保護	4.58 (.75)	4.75 (.90)	-1.70
IV. チケット売買の個人的願望	3.18 (1.02)	2.79 (1.07)	3.13**
V. アーティストの売り方の問題	3.01 (1.00)	3.02 (1.27)	-.11
転売問題の関心度	3.28 (1.02)	3.94 (0.96)	-5.42**
アーティストの利益侵害の認識	3.33 (1.20)	3.83 (1.24)	-3.42**

	転売チケット購入可能性		<i>t</i>
	なし	あり	
I. 転売する自由	3.03 (.94)	3.44 (.87)	-3.74**
II. 高額転売目的以外は容認	3.79 (1.00)	4.39 (.80)	-5.53**
III. アーティストの権利の保護	4.74 (.80)	4.54 (.81)	2.11*
IV. チケット売買の個人的願望	2.51 (.91)	3.69 (.84)	-11.27**
V. アーティストの売り方の問題	2.96 (1.10)	3.08 (1.12)	-.89
転売問題の関心度	3.52 (1.10)	3.57 (.98)	-.40
アーティストの利益侵害の認識	3.65 (1.23)	3.37 (1.23)	1.87

** $p<.01$, * $p<.05$

Table4
各尺度の得点とアーティストの利益侵害の認識との相関係数

	アーティストの利益侵害の認識		M	SD
I. 転売する自由	-.57 **	3.21	0.93	
II. 高額転売目的以外は容認	-.34 **	4.05	0.97	
III. アーティストの権利の保護	.50 **	4.65	0.81	
IV. チケット売買の個人的願望	-.31 **	3.03	1.05	
V. アーティストの売り方の問題	-.13 *	3.02	1.11	

** $p<.01$, * $p<.05$

注) アーティストの利益侵害の認識は1項目5件法

3. 社会的領域理論から見たチケット転売に対する態度

チケット転売についての様々な意見、正当化を「チケット転売に対する態度尺度」(Table1)で分類を試みたが、これらを社会的領域理論の観点から考えてみたい。まず社会的領域理論について説明した後、尺度の因子を社会的理論の観点から考察する。

Turielによると、社会的領域の概念は個人と環境との相互作用に基づいて認知的に構成されたもので、「道徳」、「慣習」、「個人」という独立した領域(domain)からなるという(首藤,1992; Turiel,2006)。領域とは、私たちの所有する質的に異なる思考をさし、社会的領域概念は、人の社会道徳的判断と志向性を作り出す認知の枠組みであるとされる(首藤・二宮, 2005)。

道徳領域の行為や規則は、人が他者や社会に対してどのように行動すべきかという指令性を含んでおり、他者の福祉、信頼、公平、責任や権利に関係した場面でこの領域思考が働くとされる(首藤・二宮, 2005)。「人を殴る行為」を「悪い」と判断した時に、他者の期待や規則とは無関係に、その行為が「いつでも、決して許されない」というならば、道徳領域から判断していると考えられる。「チケット転売によってアーティストの利益が侵害されている」、「転売屋のせいで、本当に欲しい人がチケットを買えないのは不公平」といった意見は道徳領域と考えられる。また、「正当・公正な方法でチケットを手に入れた一般個人が自由にチケットを売る権利は資本主義経済の根幹として守るべき権利だ」とする西山氏の見解も道徳領域と言えらる。

慣習領域は、社会集団に参加している成員間の関係を調整する行動上の取り決めに関係した行為を含む(首藤・二宮, 2005)とされ、マナーはその代表である。行為自体に善悪を規定する性質はないため、その行為が集団の秩序を乱していればマナー違反や迷惑であるため悪いと判断されたり、規則があるならばそれを逸脱する行為は悪いと判断されたりする。また慣習領域の判断は、時代や文化、文脈や状況によって変化しうる。「もし規則があればそれを破ることは悪いが、規則がないなら良い」、「集団にとって迷惑ならば悪いが、役に立っているなら良い」という意見は、慣習領域の判断と言えらる。

個人領域は、個人の自由な意思にもとづいており、個人領域の行為とは、行為の影響は自分だけにあり、自己の統制下に置かれるべきとされる行為である。個人にその行為の決定権があると理解される(首藤,1992; 首藤・二宮, 2005)。よって人は個人領域

と判断した行為を規制されることを拒否する。

現実の社会的世界には、道徳、慣習、個人のうち複数の領域の要素を持つ場面や出来事があり、その判断や行動は人によって、また個人内でも状況によって異なるとされる(首藤,1992)。複数の領域の要素を持つ行動を混合領域、人が複数の領域概念を使用して場面を解釈し、判断し、行動を決定することを領域調整という(首藤・二宮, 2005)。例えば、「乗車の際の割り込み行為」は社会的秩序を乱すという慣習的な側面と同時に、待ち時間と乗車優先の公平さという道徳的側面も持っている(首藤・二宮, 2005)。「図書係の子どもが貸出禁止の日に親友から貸出を懇願された」という出来事には、貸出のきまりという慣習としての側面、親友からの依頼に応えたいという個人的な側面、皆が図書を公平に借りる権利という道徳としての側面がある(首藤,1992)。Turielは混合領域の例として、「人によっては個人の自由として判断されたり、道徳的な逸脱行為として見なされたり、または社会の変化に伴う慣習として分類されたりすること」をあげているが(首藤・二宮, 2005)、チケット転売問題はその例にあたると思った。

Table 1の「チケット転売に対する態度尺度」の因子を社会的領域理論の観点から見ると、「I. 転売する自由」の項目は、転売は悪くないという内容が集まっているが、そこには3つの社会的領域が含まれていた。項目27「チケットを買った人には、チケットを売る権利もあると思う」のように明確に「権利」を主張した項目や、項目37「良い席が高い値段で転売されるのは当然だ」のように「契約自由の原則」に基づく項目は、資本主義の社会において守られるべき権利という意味で道徳領域からの判断といえる。慣習領域からの判断とみなせるものには、項目53「犯罪ではない限り…」と項目42「…法律違反ではなく…」のように規則の有無によって判断しているものや、項目56「チケット転売はよくあることなので…」と項目58「…人のためになる…」のように集団の秩序の視点から判断しているものがあつた。個人領域は、社会的秩序の維持や道徳的判断には束縛されない、あるいは束縛されてはいけないという理解(首藤,1992)であることから、項目45「チケットの買い方までアーティストが決めるべきではない」と項目25「…入場を拒否するのは、やりすぎだ」は、個人領域と言えらる。

「IV. チケット売買の個人的願望」は因子負荷量の高い項目62から項目40までに個人領域と判断できる項目が集まっていた(Table1)。例えば項目36「どうしても行きたいライブだったら、定価より高くても買いたいと思う」は、転売行為の善悪を判断

する場合に、責任や権利を主張しないので道徳ではなく、規則の有無とも関係ないため慣習でもない。自分が買いたいなら買うといった自己決定権が自分にあることが判断の基礎にあるため、個人領域と言える。また、「Ⅲ. アーティストの権利の保護」は転売禁止の規則をつくっても良いという意見が集まっています (Table1)、項目5「…ルールを作る権利がある…」や項目18「アーティストの利益を守らないと…」などは、道徳領域とみなせる。

「Ⅱ. 高額転売目的以外は容認」は主に個人領域と慣習領域とみなせる項目から構成されていた。項目51や項目58は、行けなくなったチケットを転売した方が人のためになるといった内容で、慣習領域とみなせる。項目34や項目33などは自分が転売したいという願望から判断しており個人領域とみなせる。

Table2に示した、転売チケットを購入する可能性の有無の結果から、「Ⅲ. アーティストの権利の保護」は、転売チケットを買わないことにつながる可能性があることが示唆されが、この因子には「アーティストの利益を守るため」や、チケット売上のルールを作る「権利」があるといった道徳領域の判断を含む項目があった。一方、転売チケットを購入する可能性のある人は、それを正当化するために個人の中で領域調整していることが推測された。

4. チケット不正転売禁止法施行後の変化

意見広告を出した4団体は現在、チケット適正流通協議会を立ち上げ、「チケトレ」の運営の他にも、チケットリセールサービスの中から良質なサービスを認定し、「FT マーク」をつけて推奨する活動や、チケットの券面に「特定チケット」と表記する事で、高額転売防止策の取られたチケットである事をアピールする取り組みを進めてきた。チケット適正流通協議会には、チケットぴあ、イープラス、ローチケ、楽天チケット、チケプラなどの公式チケット販売サイトを運営する会社が名を連ねている。しかし現在でも、特定チケットに該当すると思われるチケットの高額転売は数多く見られる。チケット適正流通協議会の認めたサイトではない、「チケット流通センター」のHPでは、2024年2月8日15:00の時点で、「ライブ・コンサート」カテゴリーの人気チケットランキング1位はTaylor Swift (テイラー・スウィフト) で、以下NCT 127 (エヌシーティーイチニナナ)、HiHi Jets (ハイハイジェット)、SixTONES (ストーンズ)、Travis Japan (トラビスジャパン) であった。Taylor Swift の2024年2月10日 (土)の東京公演のチケットで最も高額なものは、「2枚連番

(バラ売り不可) ¥500,000 (1枚当り)」と掲載されていた。「チケット流通センター」を運営するウェイブダッシュの担当者は「不適切利用防止のための措置をとっている」と説明したというが (東京新聞web2023. 8. 23)、こうした情報が掲載されている点で、チケット不正転売禁止法の意図は全く考慮していないと思われる。チケット不正転売禁止法に違反した場合、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、もしくはその両方を科すと定めているが、警察庁の統計によると、2021年の摘発は全国で10人程度であり、その理由として、複数のアカウント使用の出品者の特定が難しいことがあげられている (東京新聞web2023. 8. 23)。2020年2月に宝塚歌劇の公演チケットを高額転売して逮捕された男も、2024年1月に人気アイドルのチケットを定価の8倍の値段で転売し逮捕された女も、転売サイトを利用していたことから、非公認のチケット二次流通サイトが不正転売の場を提供していると言える。ちなみに、ミクシィの子会社が運営する二次流通サイト「チケットキャンプ」が2018年に、「チケットストリート」は、2021年にサービスを終了している。

5. チケット転売に関する面接記録の分析

チケット不正転売禁止法による逮捕者も出る中、チケット転売に対する態度も変化したと考えられる。少なくとも、違法でないから転売は許されるという正当化はできなくなった。そこでチケット転売に対する態度尺度の改訂を考えるため、2023年後期に授業内で実施したチケット転売をテーマとした半構造化面接の回答内容を分析した。

(1) 方法 データ提供に関して、成績と一切関係がないことを説明し、利用許可が得られた短期大学生20名 (平均年齢19.3歳、SD=1.08) 分の面接回答 (自由記述) をまとめた。データ提供者と面接における回答者を特定する情報は含まれていない。

面接調査内容は、意見広告とチケット不正転売禁止法のポスター (文化庁HP掲載) を見せた後で、意見広告および法律施行を知っていたか、転売問題の関心度 (5件法)、アーティストの利益侵害の認識 (5件法) とその理由、販売ルールの賛成度 (5件法) とその理由、転売チケット購入可能性の有無とその理由、転売者 (定価以上/以下の) および転売サービス会社はやめるべきか (5件法) とその理由、転売チケットの購入者はやめるべきか (5件法) とその理由、法制定への賛成度 (5件法) とその理由、チケット以外の転売への意見、が含まれていた。その回答の一部をTable5に示した。表現は原文のまま、

く>は面接者の質問、()は面接者や筆者の補足説明である。

(2) 結果と考察

転売されたチケットを購入する可能性がないと回答したのは20名中13名で、そのうち、6名は以前からチケット不正転売禁止法について知っていた。一方、購入する可能性があるという回答した7名のうち、法律について知っていたのは1名だった。定価以上の転売チケットを購入する理由は、7名とも基本的に「どうしても行きたい」、「推しに会いたい」という個人領域の判断理由であった(Table5)。ただ、法律への賛成度は、参加者全員が「非常に賛成」か「やや賛成」であり、転売が禁止されればチケットが手に入りやすくなる、転売をなくすには規制が必要であると考えていた。

高額転売によってアーティストの利益が実際に侵害されていると思う程度の平均は3.80 (SD=1.44)であった。20名のうち侵害されていると思うかについて「そう思わない」か「あまりそう思わない」と答えたのは5名 (no. 2, no. 4, no. 8, no. 15, no. 17)であり、その理由はいずれも、「転売されたとしても、一枚はチケットが売れているので、アーティストの利益は変わらない」という趣旨の内容であった。チケットを定価以上で転売する人についてやめるべきと思うかについては平均4.65 (SD=1.09)で2名を除きすべての人が「そう思う」と答えた。一方、定価以下での転売する人がやめるべきと思う程度は、平均2.80 (SD=1.47)であり、半数以上の人が「そう思わない」か「あまりそう思わない」と答えていた。定価以上の転売の場合は、「本当に行きたい人が行けない(no. 2)」、「好きじゃない人が好きな人の分のチケットを奪っている (no. 13)」、「本当にチケットが欲しい人が手に入らない (no. 17)」とチケットの入手機会の不公平さを理由挙げた3人は、定価以下の転売は、「どうしても行けない時に定価以下という理由にやさしさを感じる (no. 2)」、「それでいきたい人が行けるなら良いのかな (no. 13)」、「転売する人は定価で買っているから、アーティストの利益は低くならないから (no. 17)」と許容していた。結果的に定価以下でチケットが転売されても、販売時に転売者が買い占めることで、行きたい人がチケットを手に入れられない不公平さは変わらない。特にno. 17の理由ならば、定価以上で転売する人も定価で買っているため、定価以下なら良い理由にはならない。おそらく、高額で転売する人は利益のためで、高額で転売されるチケットは買えないから悪いが、定価以下の転売者は行けない事情があって転売すると考え、本当に行きたい人は定価以下なら購入可能であるから良いと判断したと推測される。定価以

下の転売者は利益目的ではなく、やむを得ない事情があると想定した回答は他にも「用事で行けない人がいると思うから定価以下ならまだいい(no. 12)」、「転売したくてしているのではなく、事情で行けなくなった (利益目的じゃない) からどっちとも言えない(no. 10)」など20名中5名の回答で見られた。「自分が行けない (なら) 空席を作りたくない。(no. 18)」、「もし自分が体調不良になったら、私も定価以下で売りたいと思うからです。(no. 14)」など個人領域から定価以下の転売を容認する人もいた。値段に関わらず転売はやめるべきと考えているのはno. 3とno. 16の2人であった。No. 16は、「周りからの信頼をなくす」、「人に嫌われる行為」といった慣習領域と、「買いたい人達が転売者が買わなかったら買えたのに」、「アーティストの利益の損害になる」といった道徳領域の判断からやめるべきと考えているといえる。

転売チケットの購入者に対してやめるべきと思う程度は、平均3.40 (SD=1.54)であった。転売チケットを買う可能性があるという回答した7名のうち、「本人の意思 (no. 1, no. 19)」や「行きたい (no. 10)」など個人領域から正当化したのは5名、「行けなくなった人のチケットが無駄にならなくて済む」と慣習領域から正当化したのは1名だった。残る1名は、転売チケット購入者に対しやめるべきかについて「ややそう思う」と答え、理由として「(自分は) 買っちゃうけど、買うことをやめなきゃ転売はなくなるから (no. 17)」と葛藤がみられる。No. 17のように「買っている人がいるから売っている人がいるので、買っている人も問題視するべきである (no. 5)」といったような理由は、20名中7名の発言にみられた。

チケット転売サービスを提供する会社についてやめるべきと思うかについては平均3.30 (SD=1.53)であった。ただし、転売サービスが公式か否かを明記しなかったため、回答の解釈には注意を要する。no. 1, no. 19、no. 5のように転売サービス会社についてよく知らないため判断を保留する人もいた。定価以下や公式ならよいとするのは7人、不正転売の場を提供しているとしたのは4人 (no. 10, no. 17, no. 3, no. 16)であった。

高橋(2020)と今回の20名の自由記述内容を比較して示唆されたことは、「I. 転売する自由」(Table1)の内容に関して、定価以上で売る自由や権利を主張する人は少ないことである。そのかわりに、転売者が転売行為によって多額の利益をあげたとしても、元々チケットは1枚売れているので、アーティストの利益は侵害されていないという主張が散見された。またこの主張は、転売チケットを買う可能性があるという回答した人に比較的多く見られた (no. 4, no. 10、

no. 15, no. 17)。さらに、転売チケットを買う可能性がある人の特徴として、定価以上の転売に対して「定価で買っている人が損みたいになってしまうから (no. 19)」と、アーティストの立場ではなく、高額な転売チケットを買わなければいけないファンの立場から批判する傾向があった。転売チケットを購入する可能性のある7名のうち、この理由をあげたのは3名 (no. 1, no. 10, no. 19,) に対し、購入する可能性がないと回答した13名のうち同じ理由をあげたのは1名だった。よって、今後は誰にとっての利益損害なのか、迷惑行為なのかという視点も考慮して尺度項目を選定する必要があるだろう。

「Ⅱ. 高額転売目的以外は容認」の項目に含まれる定価以下で転売する人に対しては、売る人と買う人の双方に利益があるので良いという慣習領域の判断と、自分も行けなくなったら売りたいという個人領域から判断され、やめるべきと思う程度は定価以上の転売に比べて低かった。さらに、定価以下の転売は、利益が目的ではなく、あくまでも都合によりやむを得ず売りに出していると認識されていることも明らかになった。

「Ⅴ. アーティストの売り方の問題」を理由にあげる人はいなかったため、先に述べた意見広告への反論や、経済学的視点から「需要があるなら最初から高い値段で席を売らざるべき」といった反論は、少なくとも今回の対象者の若者の意識とは、ずれていると思われる。今回新たに、転売チケットを買う人や転売サービス会社に対する意識をたずねた。転売チケットを買う可能性があると回答した人は、「買う人の自由である」と個人領域から正当化する人が多かったが、転売チケットを買う可能性がない人では、6人が「買う人がいるから転売する人がいる」という理由をあげて購入者に対してやめるべきだと判断していた。以上のことから、若者が転売されたチケットを買わないと判断するには、アーティストの利益が損害されているという認識に加え、非公式なチケット二次流通サイトと、転売チケットの購入者が、チケットの高額転売を成立させているという認識をもつことがポイントとなるだろう。

6. 今後の課題

今回の短期大学生の自由記述から、転売で利益を得る人に対する否定的意見や、本当に欲しい人が購入できない不公平感が強いこと、さらにチケット不正転売禁止法にほぼ全員が賛成していることが明らかになり、若者の中でチケット転売問題が社会問題、迷惑行為として広く認識されていることが示唆された。それでも20名中7名(35%)が「推しに会

いたいから (no. 11)」などの理由で定価以上の転売チケットを買う可能性があると回答した。既知の学生同士の面接における発言であるため、実際はもっと買いたい人の割合は高い可能性がある。ただし、「売買の自由」を理由としたのは1名 (no. 15) だけで、転売者が買い占めた結果、定価より高くても買わざるを得ないという人が多く、購入可能性がある人も、チケット転売への対策を望んでいると言える。若者のチケット転売に関する善悪判断の様相を社会的領域理論の観点から明らかにすることは、社会的迷惑行為への加担を防ぎ、チケット転売にまつわるトラブルを回避するためにも重要である。

チケット不正転売禁止法では転売チケットの購入者は罪に問われないため、慣習領域から判断すれば「悪くない」と正当化できるが、転売チケットを購入することにはリスクがある。国民生活センターは20代を中心に転売サイトやSNS上で転売チケット購入トラブルが増加していると注意を促しており、インターネットでのチケット転売に関する相談件数は2022年には1628件となったという(NHK NEWS WEB 2023. 7. 26)。先述したチケット流通センターには、スタートエンターテインメント(旧ジャニーズ)のタレントのチケット転売情報が数多く掲載されているが、タレントらのファンクラブの「チケット販売規約」第10条には、「購入者が、自己または第三者をして、チケットを第三者に転売し、有償・無償を問わず譲渡し、または当社所定の要件を充たす同行者以外の人物に利用させる行為、転売等を試みる行為、転売等のために第三者にチケットを提供する行為、インターネットオークションサイトやチケット転売サイト等にチケットを出品もしくは提示する行為は別途当社が定める場合を除きいずれも禁止します。」と明記されていて、転売行為が判明した場合は、チケットを無効とし入場拒否や退場させると示されている。よって、定価以下の転売は許容する意見が自由記述にあったが、実際はそれぞれの販売規約において禁止されている可能性もある。

チケット購入の抽選結果の発表直後に、転売サイトやフリマサイト等で大量に高額転売されている現状に対して、怒りを感じたり、納得できない気持ちを持つ人は多い。一方で、「需要と供給によって価格は決定されるもの」、「オークションと何が違うのか」といった意見に明確に反論することは難しい。「転売ヤー」対策には限界があるなかで、結局は人々のモラルに訴える方法がとられている。

社会的領域理論によれば、転売行為が、他者の福祉、信頼、公平、責任、権利に関係した思考である道徳領域から判断されるならば、規則の有無とは無関係に「悪い」と判断されると予測される。今後の

調査では、ファンがチケットを買えない不公平さ、転売対策にかかる費用負担、ファンが転売チケットのために定価以上に払った金額の負担、それによるグッズ購入費の減少、アーティストの利益の侵害、アーティストへの裏切りなど、道徳領域のどの側面が、若者のチケット転売に関わる行為を抑制するのか、その内容を整理し、検討する必要があるだろう。転売品を買う人の存在が、高額転売を引き起こす一因であるという認識も取り入れ、そのような判断をもたらす個人差について検討していきたい。

Table 5 チケット転売に関する意識調査における自由記述

No.	年齢	性別	説明を 知って いた	法律を 知って いた	転売チケットを購入する可能性と 定価以上の転売チケットを買う理由 ／ 買わない理由	高額チケット転売によってアーティストの利益が実際に侵害されていると 思う程度 (5件法) とその理由	定価以上で転売している人は やめるべきだと思う程度 (5件 法) とその理由	定価以下で転売している人 はやめるべきだと思う程度 (5件法) とその理由	転売サービス会社に対してやめる べきと思う程度 (5件法) とその理由	転売チケットを買っている人に 対してやめるべきと思う程度 (5 件法) とその理由
1	19 X	X	ある	ある	どうしても行きたいから。	4 (転売者が) アーティストよりも利益をもうごにになるから侵害されていると思う。	5 定価で買っている人がいるから、不利になる。	1 (定価以下で) 転売している人にか損にならないから。	3 あまり分らないから。	1 その人、本人の意思だから。
4	19 X	X	ある	ある	値段にもよるが、どうしても行きたい気持ちがある。	2 チケット自体は買われているから。	5 好意を無碍にしている。倫理的にチケット。	5 定価とそれに疑問を抱か	3 チケットが余っても困るが、定価と違う値段は良くない。	2 行きかかったら買う気持ちは理解できる。買うのは良くない前提で。
10	18 X	O	ある	ある	ライブという貴重な機会をかけたくない。定価+2,3千円なら買ってしまおう。	チケットを転売ヤーが買っても、ファンが買って、アーティストにお金は同じだけど、ファンはそれに付随して買うものがある場合、転売ヤーだとその分の利益がなくなる。	5 転売ヤーがいなければ、定価で買えたかもしれないから。	3 転売したくっているのではなく、事情で行けなくなった(利益目的じゃない)からとちょっとも言えない。	5 フラットフォームがあることにより、転売ヤーが増えてしまうから。	2 行きたい。転売ヤーがいなければ買えたかもしれないから。
11	19 X	X	ある	ある	推しに会いたいから。	高額でチケットを買ったことにより、定価との差がグッズとか買えなくなるから、その分(利益が)損なわれると思うから。	5 アーティストに利益がいくないから。	1 アーティストにいく利益は同じだから、その分、グッズにお金をあてられるから、推しの利益にもなるから。	3 高額転売はやだけ、いけなくってちゃんた人がいて、行きたい人がいて、需要と供給がマッチしているかと思うから。	2 いけなくなった人のチケットが無駄にならなくて済むから。
15	19 X	X	ある	ある	行ける選択があるなら購入する。	定価で買っているため、転売者に利益があるだけで、アーティストの利益は変わらない。	1 個人の自由だと思う	4 転売者が得をしておらず、なぜと思う。	5 組織の方がたちが悪いと思うから。	2 その人の好きにしたらよいと思う。
17	19 O	X	ある	ある	高いお金を払っても推しに会いたいと思うから。	売れたチケットの数は同じだから、入って行くアーティスト側の利益は変わらないかな。	5 本当にチケットが欲しい人が手に入らない。	1 転売する人は定価で買っているから、アーティストの利益は低くなるから。アーティストの利益は低くなるから。(補足:少し迷っていた)	5 提供する場をなくさないで、高額取引をなくならないから、定価のみの転売なら大丈夫。(補足:少し迷っていた)	4 買っちゃうけど、買うことをやめなさいと転売はなくなるから。
19	19 X	X	ある	ある	どうしても行きたいから。	アーティストの人よりも転売している人の5方が利益が出ているから。	5 定価で買っている人が損かみになってしまうから。	2 定価以下で売っている人にか利益とかあられないから。	3 あまりチケットについて知識がないから分らない。	1 本人の意思だから。
2	20 X	X	ない	ない	そこまで高いなら行く気にならない損した気になる。(法律がなかったら) 法律がなかったとしても同じ気持ち、変わらない。	実際に転売している人は定額を出しているため、アーティスト自体の利益は侵害されていなくないと思う。	5 かわいそう、本当に行きたい人が行けない。(転売チケットを購入した人は) 損していると思うから。	2 (転売業者が) どうしてもいけない時に、定価以下という理由に優しさを感じる。	2 定価以上だとやめるべきだと思うが、定価以下と同じ価格の人は「継続的にライブを楽しんでほしい」という気持ちから取るため、やめるべきと思わない。	4 一回買ったら、転売する人が繰り返してしまおうから。
3	18 X	X	ない	ない	<法律がなかったら> 法律がなくとも行かないです。(どうして?) もし自分が(抽選に) 外れたら迷うかもしれないけど、まだ外したことがないから分からないです。今のところは買わないです。	ライブの売り上げチケットが、全部本人の3割にいくか、分からないからです。	5 ルールに反している、法律に反しているからです。	5 定価以上、以下に関係なく、転売はしない方がいいと思うから	5 正式な会社があるからこそ、転売する人がいるからです。	4 売っている人ももちろんですけど、買う人も買う人と同じだからです。
5	22 X	X	ない	ない	購入はしない。(アーティストが) 好きだからルールを破ってまで(購入) したくない。	アーティストにお金をかけてライブを5割しているから、不利益がある。	5 お金もつけない	1 売っている側が損をしているから。	3 そういってサービスの会社のことよく知らないから、中立的な意見をもつ。	5 買っている人がいるから売っている人がいるので、買っている人も問題視するべきである。

No.	年齢	声明を知っていた	法律を知っていた	転売子グッズを購入する可能性と定価以上の転売子グッズを買う理由 / 買わない理由	高額子グッズ転売によってアーティストの利益が実際に侵害されていると思う程度(5件法)とその理由	定価以上で転売している人はやめるべきだと思う程度(5件法)とその理由	定価以下で転売している人はやめるべきだと思う程度(5件法)とその理由	転売サービス会社に対してやめるべきと思う程度(5件法)とその理由	転売子グッズを買っている人に対してやめるべきと思う程度(5件法)とその理由
6	22	○	○	ない アーティストからすると高額転売で買った人に贈ってほしくない。	5 アーティスト側からすると、観に来てくれる方が利益になる。	5 法律で禁止されている。倫理的にもよくない。	2 定価以下ならば行きたい人が行けばいい。	2 会社だと規定などがしっかりしている。	5 買う人がいるから、売る人もいる。
7	19	×	○	ない 純粋に楽しみたいから。	5 高額になつたとしても、アーティストにはその高額になつた分はもらえていないからよくない。	5 ルール違反だから。	4 アーティストに不利益じゃないから。	1 公的に転売ができるのなら良い。	5 転売されている子グッズを買うぐらいなら、自分で子グッズを当てると思う。
8	19	×	×	ない 転売ヤーに落しお金は無い。	1 転売ヤーはお金が入るが、アーティスト側の利益は変わらない。	5 (転売する理由が) 情欲以外は利益目的。	5 あやしい利益目的ではないのに、情欲だから、無料でゆずってくれたらいい。	5 脚業悪い、アーティストとしても。	5 転売ヤーに落しお金があるならグッズを買い。
9	20	×	×	ない 法律がなくても買わない。アーティストにお金を出している気がしない。	5 子グッズを買ってファンが集まるべき。グッズなども買いたいのに変えないのは良くない。	5 アーティストに悪い影響を与えていない。	4 倫理的にはやめるべきだ。	1 転売する人が悪いのであって、サービスは悪くない。	5 買う人がいるから転売が成立してしまう。買う人がいなくなれば、転売がなくなる。
12	20	×	×	ない 真のファンだから、法律なくても(定価以上で転売された子グッズを買わない)。	4 アーティストよりも高い値段で売られているから、本当に来たい人がファンに誘われることができないと思うから。	5 本当に来たい人が行けないから、他にありませんか?アーティストを裏切ることになる。	5 行きたいけど用事で行けない人、かいると思うから定価以下ならまだいい。	2 定価以下だったり、個人が悪買いやなかったらいい。	5 ファンじゃない、(定価以下の転売子グッズを買っている人にはどう思いますが)行きたかっただんやな、本当のファンじゃないんだ...と思う。売る人の気持ちはまだ分かるけど、それを買うのはよっぽと。
13	19	○	○	ない 多分しない。	4 高額転売された分、その人に利益があり、アーティストにはない。	5 好きじゃない人が好きな人の分の子グッズを奪っている。	2 それでいい人が行けるから、良いのかな。	2 会社が運営しているなら、規定どおりに提示している。	3 自分で決めたお金を出しているから良いと思うけど、買う人がいるから売る人もいる。
14	18	×	×	ない お金がもつたないからです。それなら、配信を見込めたいです。	5 その転売から買っていたら、アーティストにはお金が入らないということを知っているから。	5 やはりファンの一員として、アーティストの気持ちを考えていられないからです。はい、おたくとして。	2 もし自分が体調不良になったり、私も定価以下で売りたいと思うからです。実際にはない。	2 値段にもよりますが、まあ定価以下ならいいんじゃないでしょうか。	3 ファンだったらやめるべきだと思いません。ただ、定価以下なら買っちゃいますよ!定価以下か以上によります。転売は定価によります。
16	19	×	○	ない なかつたとしても、転売者から買うという心算が、購入する手を止めているから。	5 アーティストのCDとか売れるのはいいけど、買えない人たちの信用がなくなってしまう。利益が傾くと思う。	5 転売でもうけても周りからの信頼をなくすし周りの買いたい人達が転売者が買わなかったら買えないので、転売は思いません。	5 (定価) 以上でも以下でも関係なく、転売は人に嫌われる行為になるし、アーティストの利益の損害になると思うから。	6 名前を盗んでして、転売する人が増える可能性があります。無くなった方がいいと思わう。	5 転売から買うのは、他のファンの人たちから自分の力では、転売者の顔が濁りからやめた方がいいと思う。
18	19	×	○	ない 嫌悪感、行っても罪悪感。<法律がなかったら?購入しない理由は同じ。	5 アーティストはファンに楽しんでもらうための、転売によってそれが不可能。<なぜ転売だと楽しめない?高い、金銭面、純粋な気持ち	5 定価以上(の転売)はファンではない利益しかないので失礼。	3 やむを得ない、自分が欠席で席を空ける。<なぜやめるべきか?言い切れないか?もし自分が行かない(なら)空席を作りたい。	3 なぜやめるべきか?いいから、空席は空席でいいから、空席を作りたい。	4 行きたい気持ちは分かる。アーティストからは買っていない。
20	19	×	○	ない 好きなバンドが解散しているから、<法律がなかったら?買わない。	4 (転売する人は) 他人の苦勞で飯を食っているから、本当のファンが買えないから不利益になる。	2 子グッズは早いもの順。結構、運う手段があったら、購入できるから。	2 意味がないと思うから。	5 個人よりも組織でやっている方がもったいない。	1 人それぞれだから。

本研究の調査の一部は、高橋（2020）において発表された。

謝辞

本調査に参加された学生の皆様、快く面接記録データを提供していただいた学生の皆様に厚く御礼申し上げます。

引用

弁護士ドットコム（2016）. 嵐などのチケット「転売ヤー」の女性逮捕、なんで「古物営業法違反」なのか? Retrieved January 14, 2024 from https://www.bengo4.com/c_23/n_5116/

e-Gov ポータル 平成三十年法律第百三号 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律 Retrieved January 14, 2024 from <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0000000103>

FAMILY CLUB チケット販売規約（2023年10月17日改定）第10条（転売等の禁止） Retrieved February 28, 2024 from https://www.fc-member.johnnys-net.jp/page/jfc_ticket_Agree

藤井 涼・山川昌之（2016）. チケット高額転売の「反対声明」にチケット売買サイトらが見解 Retrieved from <https://japan.cnet.com/article/135087965/>

判決ダイジェスト 電子チケット不正転売で有罪判決 神戸地裁 2017年9月22日 Retrieved February 10, 2024 from <https://www.hanreihisho.com/user/cgi-bin/digest/judgelist.cgi?years=2017&mode=>

今井亮一（2014）. チケットの経済学 九州大学留学生センター紀要, 22, 25-35.

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会（2023）. ACPC 基礎調査 2022年のライブ市場調査データ ACPC 基礎調査<2022年 通年> Retrieved January 20, 2024 from https://www.acpc.or.jp/news/news_detail.php?entry_id=706

国民生活センター（2022）“推し”に会えない!? 転売チケットの購入トラブルが急増中! [2022年8月4日:公表] Retrieved February 2, 2024 from https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220804_2.html

日本音楽制作者連盟、日本音楽事業者協会、コンサートプロモーターズ協会、コンピュータ・チケットインギ協議会（2016）. 意見広告「私たちは音楽の未来を奪うチケットの高額転売に反対します」 Retrieved January 10, 2024 from <https://www.tenba>

[i-no.jp/](https://www.tenba)

大竹文雄（2016）. 大竹文雄の経済脳を鍛える 2016年9月1日 チケット転売問題の解決法 Retrieved February 5, 2024 from <https://www.icer.or.jp/column/otake/index897.html>

ぴあ総研（2023）. ライブ・エンタテインメント市場は力強く回復。2023年予測値は前水準より一段の上振れ濃厚 / ぴあ総研が2022年確定値公表、及び将来予測値を更新 2023年12月22日 Retrieved January 20, 2024 from https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20231222.html

ぴあ総研（2019）. ライブ参加者の年間チケット費+グッズ購入費は8万円超! / ぴあ総研が調査結果を発表 2019年04月30日 Retrieved January 14, 2024 from https://corporate.pia.jp/news/detail_soken_goods201905.html

曾田 修司（2018）. チケット高額転売問題のよりよい解決法とは 跡見学園女子大学マネジメント学部紀要, 25, 27-40.

高橋 彩（2020）. チケット高額転売に関する大学生の道徳的判断 日本教育心理学会総会発表論文集, 62 p.56. https://doi.org/10.20587/pamiaep.62.0_56

チケット流通センター ライブ・コンサートの人気チケットランキング Retrieved February 8, 2024 from <https://www.ticket.co.jp/concert/>

Turiel, E. (2006). The development of morality. In N. Eisenberg (Ed.), Handbook of child psychology. 6th ed. Vol.3. Social, emotional, and personality development. New York: Wiley. pp.789-857.

首藤 敏元（1992）. チュリエル 領域特殊理論 日本道徳性心理学会編著 道徳性心理学：道徳教育のための心理学 北大路書房 pp133-144.

首藤敏元・二宮克美（2005）. 多面的領域としての“個人道徳”の概念とその心理学的研究の展望 埼玉大学紀要, 54, 23-39

山口 真紀子（2018）. インターネット上の興行チケット転売：日本の状況と諸外国の法規制 調査と情報, 1006, 1-11.

